

議案第 16 号

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例

佐倉市手数料条例（平成 12 年佐倉市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 132 の項備考 2 中「住宅の用途に供する部分を有する建築物において建築物全体」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 1 号イに規定する設計一次エネルギー消費量（以下「設計一次エネルギー消費量」という。）を同令第 4 条第 3 項第 1 号の数値とした住宅の用途に供する部分を有する建築物において建築物全体」に改め、後段を削り、同項備考 5 を同項備考 6 とし、同項備考 4 を同項備考 5 とし、同項備考 3 中「備考 2」の次に「又は備考 3」を加え、同項備考 3 を同項備考 4 とし、同項備考 2 の次に次のように加える。

- 3 設計一次エネルギー消費量を建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 4 条第 3 項第 2 号の数値とした住宅の用途に供する部分を有する建築物において建築物全体に係る申請をする場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（技術的審査を受けたもの）の額は、住戸の数に応じ当該手数料の額の欄に定める額とする。

別表第 1 の 133 の項備考 2 中「住宅の用途に供する部分を有する建築物において建築物全体」を「設計一次エネルギー消費量を建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 4 条第 3 項第 1 号の数値とした住宅の用途に供する部分を有する建築物において建築物全体」に改め、後段を削り、同項備考 5 を同項備考 6 とし、同項備考 4 を同項備考 5 とし、同項備考 3 中「備考 2」の次に「又は備考 3」を加え、同項備考 3 を同項備考 4 とし、同項備考 2 の次に次のように加える。

- 3 設計一次エネルギー消費量を建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 4 条第 3 項第 2 号の数値とした住宅の用途に供する部分を有する建築物において建築物全体に係る申請をする場合の低炭素建築物新築

等計画認定申請手数料（技術的審査を受けていないもの）の額は、住戸
の数に応じ当該手数料の額の欄に定める額とする。

別表第 1 の 1 3 8 の項中

「

共同住 宅等 におけ る一 の住 戸
共同住 宅等

」を

「

住戸の
部分の
みを認
定の申
請の対
象とす
る場合
におけ
る共同
住宅等

住戸の
部分の
みを認
定の申
請の対
象とす
る場合
におけ
る共同
住宅等
以外の
共同住
宅等

」に改め、同項備考 4 を同項備考 5 とし、同項備考 3 を同項備考 4 とし、同項備考 2 を同項備考 3 とし、同項備考 1 の次に次のように加える。

- 2 設計一次エネルギー消費量を建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 4 条第 3 項第 2 号の数値とした住戸の部分のみを認定の申請の

対象とする場合における共同住宅等以外の共同住宅等の延べ面積の算定にあつては、当該共同住宅等の共用部分に係る延べ面積を除くものとする。

別表第1の140の項中

「

建築物 のエネルギー 消費性能基準 等を定める省 令第1条第2号 イ(1)及びロ (1)によるもの	登録建築物エネルギー消費性能判定 機関又は登録住宅 性能評価機関によ り建築物のエネル ギー消費性能の向 上に関する法律第 2条第3号に規定 する建築物エネル ギー消費性能基準 に適合していると 認められたものそ の他これらに類す るものとして規則 で定めるもの（以 下この項において 「登録建築物エネ ルギー消費性能判 定機関又は登録住 宅性能評価機関に 認められたもの」 という。）である場 合
	登録建築物エネルギー消費性能判定 機関又は登録住宅 性能評価機関に認 められたもの以外 のものである場合
建築物	登録建築物エネル

のエネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第2号イ(2)及びロ(2)によるもの	ギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関に認められたものである場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関に認められたもの以外のものである場合
建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第2号ただし書によるもの	
建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第2号イ	登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関に認められたものである場合

(1) 及びロ (1) による もの	登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関に認められたもの以外のものである場合
建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 2 号 イ (2)	登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関に認められたものである場合
及びロ (2) による もの	登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関に認められたもの以外のものである場合
建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令第 1	

条第 2 号ただし書によるもの

」を

「

建築物 エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 2 号イ（１）及びロ（１）によるもの	登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたものその他これらに類するものとして規則で定めるもの（以下この項において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関に認められたもの」という。）である場合
	登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関に認められたもの以外のものである場合
建築物	登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関に認められたもの以外のものである場合

エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)によるもの	ギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関に認められたものである場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関に認められたもの以外のものである場合
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号ただし書によるもの	
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号	登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関に認められたものである場合

イ（１） 及びロ （１） による もの	登録建築物エネルギー消費性能判定 機関又は登録住宅 性能評価機関に認 められたもの以外 のものである場合
建築物 エネルギー消 費性能 基準等 を定め る省令 第１条 第１項 第２号 イ（２）	登録建築物エネルギー消費性能判定 機関又は登録住宅 性能評価機関に認 められたものである場合
（ii） 及びロ （２） 又は 同号イ （３） 及びロ （３） による もの	登録建築物エネルギー消費性能判定 機関又は登録住宅 性能評価機関に認 められたもの以外 のものである場合
建築物エネルギー消費性能 基準等を定める省令第１条	

第1項第2号ただし書によるもの

」に改め、同項備考を次のように改める。

備考

- 1 建築物を建築する場合の延べ面積とは、当該建築に係る部分の床面積と審査を要する既存部分の床面積の合計をいう。
- 2 設計一次エネルギー消費量を建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の数値とした共同住宅等の延べ面積の算定にあつては、当該共同住宅等の共用部分に係る延べ面積を除くものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。